

『魔女への鉄槌』研究(1)

— 第一部の分析を中心に —

野村仁子

はじめに

魔女裁判研究の中で必ず言及される著書に『魔女への鉄槌』（以下『鉄槌』と略記）がある。この作品は1487年に出版され、18世紀初頭までにおよそ3万部がヨーロッパで流布した当時のベストセラーの一冊であり、魔女裁判の際に裁判官たちの指南書となったようである。今日の同書に対する一般的な評価は魔女裁判の元凶となり、アドルフ・ヒトラーの『わが闘争』と並んで歴史上最悪な著書の一つであるというものである。例えば、アメリカの研究者R・H・ロビンズは次のように述べている。「『魔女への鉄槌』は、これまでに書かれた悪魔学文献の中でも疑いもなく最も重要にして元も不吉な作品である。この書物は、それまでは黒魔術に関する民衆伝承でしかなかったものを、異端に対するキリスト教教義と結び付け、獐猛にして厳格な法の形に結晶させた。同書こそ、異端審問の狂乱への水門を開いた書物である。」¹しかしこのような評価が見られるにもかかわらず『鉄槌』の事態の研究は今日までほとんど行われていない。『鉄槌』の最初の本格的な研究者派19世紀のドイツの歴史家ヨゼフ・ハンゼンであり、彼は『鉄槌』が果たした歴史的役割について次のような見解を示した²。1) 神の許可を得、秋間と結んだ契約によって害悪魔術を行う者という魔女の概念を確立し、ヨーロッパ中にひろめたこと。2) 魔女=女性というステレオタイプを確立したこと。3) 魔女裁判を正当化したこと。これらの見解はほとんどそのままの形で今日まで踏襲されており³、『鉄槌』の研究にこれ以上の進展は見られなかった。しかし、近年『鉄槌』のドイツ語訳⁴や英訳⁵が相次いで出版された。これ

らは、ハンゼンの研究を土台にしつつも、新しい見解を示している。しかしながら、これらの研究もそれ以前の研究と同様、著者の経歴など『鉄槌』を取り巻く状況の解明をメインテーマとしており『鉄槌』そのものにはあまり目を向けていない。また、研究書における『鉄槌』の一般的な取り上げられ方は、この書の第 3 部に示されている魔女裁判の実践方法を重視したものとなっている。つまり、第一部の魔女を定義した神学的論拠と第二部の魔女の行為は無視されているのである。このような偏った状況を改善することを目指して、以下では、『鉄槌』の成立状況を明らかにした上で、魔女裁判の前提として極めて重要な位置を占める第一部を検討する。

1. 『魔女への鉄槌』 (*Malleus Maleficarum*) の成立

1-1 『鉄槌』の構成

『鉄槌』の著者はドイツのドミニコ会修道士ヤーコブ・シュプレンガー Jakob Sprenger とハインリヒ・クラマー (ラテン語名インスティトールス) Heinrich Kramer/Institoris であると言われている⁶。この二人の執筆における役割は未だよく分かってはおらず、様々な議論がある⁷。しかし本論では執筆の直接的な動機となった裁判にクラマーのみが関わっていたことや、魔女裁判により熱心であったのはクラマーであったという事などを考慮し、主な著者はクラマーであるとして論を進めていく。

『鉄槌』は 1487 年 2 月ドイツのシュパイヤーのペーター・ドラッハによって出版され、完成版が出版されるのは 1490/1491 年である。完成版には、著書の題名がラテン語で、‘*Malleus Maleficarum*’ と印刷された。この *Malleus* (鉄槌) という言葉は本来異端審問官に対して使用されていた尊称である。それ故、著者がこの作品に ‘*Malleus Maleficarum*’ と名付けたことは、魔女裁判が異端審問の範疇にあることを示している⁸。

完成版における作品の構成は、弁明書、インノケンティウス 8 世の教皇教書、ケルン大学神学部の出版許可証、目次、そして三部から成る本文である。弁明書は、今日の序文に相当し、著者の名前 (シュプレンガーのみ) や魔女の実在性そして終末における神に対する悪魔の攻撃に関関する著者の見解を見

ることができる。教皇教書は、1484年12月5日にインノケンティウス8世によって、クラマーとシュプレングァーのドイツにおける異端審問の活動を支援するために出されたものが、添えられている。これは、この作品が教皇の権威によって認められたものであることを強調するために本書に添えられた。ローマ教会はこの教書によって魔女裁判を積極的に支持したと非難されることがあるが、教皇はクラマーが提出した嘆願書の言葉をそのまま写していることからすると、実際教皇が魔女問題について大きな関心を持っていたとは考えにくい。ケルン大学神学部はこの時代最も権威のある神学部の一つであった。その許可証の入手(1487年5月19日)は、『鉄槌』の神学的正当性を証明するものであり、また魔女裁判に反対する者たちに対して非常に有効であったように思われる。また、『鉄槌』に添えられてはいないが、シュプレングァーとクラマーは、神聖ローマ皇帝マクシミリアン1世が各諸侯に魔女裁判に協力することを命じた書簡(1486年11月5日付け)を手に入れている。教皇教書、ケルン大学の出版許可証、そしてマクシミリアン1世の書簡、この三つによって彼らの行う魔女裁判及び彼らの作品は、聖、俗、そして学問の世界から正当であると認められたと周囲に示すことができた。

『鉄槌』の本論は、第一部、第二部、第三部の三部構成となっている。これはトマス・アクイナスの『神学大全』にならったものであり、「問い」の形式や多くの権威からの引用はスコラ学の論証方法を採用したものである。第一部は、「魔術の必要な三要素：悪魔、魔女、神の許可について」と題され、全18問から成っている。魔女裁判に反対する俗人並びに聖職者に対して、魔女や魔女が行う害悪魔儒の実在性、異端性などを証明するために書かれ、魔女が悪事を行う際に必要である三つの構成要素、つまり魔女、悪魔そして神の許可についての神学的論証を行っている。この第一部は、主にトマス・アクイナスを引用して書かれている。トマスは、アリストテレスなどの古代の哲学者やアウグスティヌスなどの中世のキリスト教教父たちの著書を自身の著書に多く引用している。そして、それを更に引用して書かれたのが『鉄槌』第一部である。著者は、第一部で、神の許可を得て、悪魔と結んだ契約によって害悪魔術を行う者という魔女の定義を示している。この定義は『鉄槌』出版以降ヨーロッパ中

に広がり、魔女裁判の際の魔女に対する概念として根付いていった。この第一部において、魔女はその行為以前の「悪魔との契約」というキリスト教における魂の墮落のために裁かれることになったのである。

第二部は、「魔女害悪魔術を行う方法及び、その方法を無効にする方法について」と題され、全 24 問から成り、二部構成となっている。その前半の 16 問では、魔女が害悪魔術を行う方法について、後半の 8 問では害悪魔術を阻止し、治療するために教会が取るべき方法について述べられている。それ故、著者自身は第二部の冒頭で、『鉄槌』において最も重要な箇所はこの第二部であると主張している。魔女が人間を他の生物に変える方法や嵐を起こす方法、また夫婦間の肉体関係を妨害する方法などが書かれている。これらは、ドミニコ会士のヨハン・ニーダー⁹が著した『蟻塚』(1437 年)の第 5 巻を基にして書かれており、当時の人々が実際に魔女をどのような者と考えていたのかを知ることができる。

第三部は、「魔女及び全ての異端に対する教会並びに世俗両法廷における裁判方法について」と題され、全 36 問から成っている。ここでは、裁判の開始方法、証人尋問、投獄、逮捕、弁護、拷問、判決などについての詳細な支持と助言が書かれている。第三部は、アラゴンの異端審問官ニコラス・エイメリコ¹⁰が 1376 年に著した『異端審問指針』を基に書かれている。『異端審問指針』が異端審問官のために書かれているのに対して、『鉄槌』第三部は、主として世俗の裁判官のために書かれている。『鉄槌』がこの時代には珍しい 18 折のポケット版で出版され、ベストセラーとなりえたのは、魔女裁判様に『異端審問指針』を改作したこの第三部が魔女裁判に携わる裁判官たちにとって最も有益な部分であったためであると考えられている。

1-2 『鉄槌』執筆の動機

クラマーが魔女裁判に本格的に力を入れたのは、1482 年のローマからの帰国後である。クラマーはシュプレンガーと共に、あるいは単独で、アウグスブルク司教区やブリクセン司教区とその近郊の都市インスブルックなどで魔女裁判を行っている。2 人を魔女裁判へと駆り立てたものは、14 世紀以降知識人の間でも民衆の間でも広まっていた終末思想であったように思われる。この時代

の終末思想とは、世界は終末を迎え、悪魔とそれに従う悪人の悪の軍団の力が頂点を迎え、外からはイスラム教徒であるトルコの軍隊がキリスト教世界に襲いかかり、内からは異端や魔術師に続いて魔女がキリスト教世界に反旗を翻しているというものである。そして異端などを処罰しないので、その数は益々増え続けている。彼らは教皇直属の異端審問官としてイエス・キリストに従う聖人、キリスト教の軍団の最前線の兵士として終末戦争の最前線で戦っているという使命感を持っていた。

しかし、異端審問官による魔女裁判には聖俗両権力の反対が強く、魔女裁判を行うことは非常に困難であった。1481年から『鉄槌』を執筆した86年までに成功した魔女裁判は、コンスタンツ司教区とその近郊の町ラーヴェンスブルクで48人を火刑にした裁判だけであり、その他の裁判は全て失敗に終わっている。そして、『鉄槌』を執筆するに至った直接的な動機は1485年秋のチロルの主要都市インスブルックにおける魔女裁判の完全なる敗北にあったと考えられている。その裁判はどのように行われたのかを見ておきたい¹¹。

インスブルックは、政治的にはチロルの領邦君主太公ジグムント・フォン・エストライヒの支配領域であり、教会的にはブリクセン司教区に属しており、その司教はゲオルグ2世・ゴルザーであった。ゴルザーは異端審問官の魔女熱狂には懐疑的な態度を示していた。

クラマーは、教皇インノケンティウス8世の教書のブリクセン司教区における公布を、ゴルザーに何度も要求し、最終的にゴルザーはこの要求に従わざるをえなかった。そして、1485年7月23日ブリクセン司教区においてこの教書は交付され、正式な異端審問の幕開けとなった。その後クラマーは、この司教区の主要な教会で説教を何度も行った。

1485年8月9日から9月14日までに行われた異端審問でクラマーは証人尋問を行った。その結果約50人が魔女として疑われた。このような状況の中、太公ジグムントは、「今後魔女裁判にはどのような態度をとるべきか。」という趣旨の書簡をゴルザーに送っている。それに対し、ゴルザーは「職務上、教皇代理の助けをしなければいけない。」と答えている(1485年9月21日付)。また、クラマーに、同日付けで送った書簡には、「審問の際、法を遵守すること、

太公の助言を求めること」を要請している。

クラマーは、7人の女性を逮捕させ、容疑者及び証人の尋問を開始した。それは1485年10月4日から21日まで行われた。その際、公証人としてクラマーに尽力していたのは、教皇教書の中で言及されていたグレンパーではなく、教皇庁の書記ヨハン・カンターであった。また、数人のドミニコ派修道士が、約30もの審問に列席した。彼らの出身地は、クラマーの初期の異端審問の場所と一致している。

1485年10月7日に4回目の裁判が行われた。太公ジグムントは、魔女裁判の擁護者として法学の知識のある者の派遣を司教に要請した。司教は、アクサムの主任司祭ジグムント・ザウマーの派遣でもってこれに応じた。司教のザウマーに対する指示からは、司教が魔女裁判の遂行に賛成していないこと、そして女性が咎められる犯罪を信じていないことが伺える。証人尋問は、インスブルックの宿屋リュムレルで行われていた。1485年10月29日朝、インスブルック市庁舎の大広間で法廷が開かれた。一方には、司教の代理人ザウマー、ブリクセン司教区における宗教界の総代理人にしてブレンネル地方のマトレイの主任司祭クリスティアン・トゥルネル、パッサウの司教座聖堂参事会会員パウルス・ヴァン、そして、インスブルックの書記バルトロメウス・ハーゲンが立っていた。他方には、クラマー、彼と同じくドミニコ会の修道士が3人、そしてクラマーの書記カンターが立っていた。クラマーは、被告人ヘレナ・シェウベリンを告発し、前へ連れてこさせた。ヘレナは騎士エルグ・シュピースの死に関して容疑をかけられていた。クラマーが、彼女の性生活の詳細を聞き始めた時、トゥルネルがそれに介入した。その介入をきっかけに、司教側とクラマー側との激しい口論となり、公判は一時中断することとなった。

同日11時、法廷は再開された。この時、司教側には、医者であり法学者である博士ヨハン・メルヴァイス・フォン・ヴェンディンゲンが加わっていた。司教側はメルヴァイスと共に、女性たちの弁護をし、メルヴァイスはクラマーの裁判の遂行に対して形式上必要な5つの事柄のうち1つが欠落しているとして、裁判の無効を申し立てた。また、容疑をかけられている女性たちに、今後異端審問官の質問を拒否するように指示している。再び、司教側とクラマー側

の激しい対立となったが、メルヴァイスは、その後も女性たちの釈放と、クラマーを拘置させるための弁論に終始した。

10月31日、インスブルックの市民コンラート・グントヘルの屋敷において、委員会が召集された。ここでも、司教側とクラマー側の激しい口論となった。司教側は再度、裁判の無効を申し立てた。その結果、女性たちの容疑の根拠も立証されず、また無罪だとも立証されなかった。同日の最終的な論争の後、司教代理のトゥルネルは最終判決を下した。彼は、弁護人の最終弁論「裁判は無効であるから、女性には、保証人を付けるが、釈放されるべきである。」に従い、裁判の終結を宣言した。また、司教代理の権限により、ブリクセン司教区における異端審問官の権限の喪失を宣言した。この裁判結果に対しクラマーは抵抗した。彼は、結果に不満を持つと同時に、魔女裁判の費用負担を心配していた。

1485年11月2日、容疑をかけられていた女性はウアフューデ¹²のため釈放されが、クラマーはブリクセン司教区から撤退せず、司教に魔女裁判の再審を行わせようとしていた。

しかし、司教は、1485年11月14日の書簡でもって、正式にそして明確な言葉で、司教区からの撤退をクラマーに要求し、またそれをインスブルックの都市主任司祭に通達した。しかしながら、クラマーは引き続きインスブルックにとどまった。彼は、ブリクセン司教座聖堂参事会の前で、司教に裁判の再審を申し出た。しかし、司教はこれに応じなかった。司教は、クラマーを危険な狂信者と見なしており、一刻も早い司教区からの撤退を望んでいた。この事は、1486年2月14日、司教から司教座参事会員ニコラウスへ宛てた書簡で明らかである。

ニコラウスは、同日付の司教書簡を、司教区からの撤退の最終通告としてクラマーのもとへ持参し、その上、口頭でクラマーの存在が司教区において望ましくないことを告げた。また、司教はクラマーへ宛てた書簡の中で、クラマーの出発が延期された場合、容疑者の親族や友人からの攻撃に対し誰も彼の保護を保証しないと書いている。また、司教はクラマーは彼の修道院に戻り他人に迷惑をかけるべきではないとも書いている。ここに至り、ようやくクラマーは

ブリクセン司教区を離れた。

この様に、異端審問官が魔女裁判を行うことは聖俗両権力の反対にあい非常に困難であった。聖俗両権は、オーストリア太公ジグメントやブリクセン司教区の司教ゴルザーのように魔女裁判に介入し、魔女裁判を認めなかった。また、多くの独立した都市も同様に裁判を認めるところは少数派であった。こうした状況を変えるべく『鉄槌』は執筆されたのであった。

2. 『鉄槌』第一部：魔女の神学的論拠

『鉄槌』がその第一部で確立した魔女の定義は、「神の許可を得て、悪魔との契約を結び害悪魔術によって害を与える者」である。この定義は、後世の魔女裁判でそのまま用いられている。つまり構成の魔女は、この定義故に逮捕され拷問にかけられ、そして殺されたのである。この魔女の定義は、魔女裁判研究において必ず言及されており、有名であるが、その神学的論拠に関しては今日まで詳細に述べられてはいない。その理由としては、『鉄槌』がスコラ学の論法を用いて書かれており、その議論の進め方は我々現代人には理解し難いという指摘が存在する。例えば、冒頭で紹介したロビンスは『鉄槌』の論法を「百万語に及ぶその議論のことごとくは、論理や常識をねじ伏せ、あらかじめ設定された神学的基準に無理やり合わせて行くことで成立している。」と評している¹³。また、異端審問や魔女裁判の分野で大きな功績を挙げたりーは著者の知的程度を笑い、次のように述べている。「その文体は一貫してねじくれており、読む者を困惑させる果てしない論理の脱線は、その著者の頭の混乱を示している。思考を集中させることができず、終始割り込んでくる雑念を追ってばかりいる。」これらの評価は、あくまで現代人の思考枠を前提とするものに過ぎない。むしろ中世末期の当時にあつては、この辟易する議論があつたが故に、それまでは成立しえなかつた魔女の定義を示すことができ、魔女裁判の元凶となりえたと考えらるべきであろう。以下では、スコラ学の論法に着目しつつ魔女の定義がどのような論拠の上になりたっているかを明らかにする。

2-1 魔女及び害悪魔術の実在性

魔女裁判反対派は、地上に害悪魔術が存在することを否定していた。従っ

て、クラマーはまずこれに反論することが必要不可欠であると考えた。そこで、第一部問1を、「魔女が存在するという主張は正統信仰において極めて重要なため、その反対の主張をすることは明らかな異端であるかどうか。」と題し¹⁴、裁判反対派が主張する害悪魔術に関する3つの誤った主張を挙げ、それを否定することによって、地上に魔女及び害悪魔術が存在していることを証明した。反対派の誤った3つの考えとは、1) 地上において害悪魔術は、自然の結果を害悪魔術のせいに行っている人間の空想以外では存在しない。2) 魔術師が存在しているということは認めるが、魔術の結果は単に空想や幻覚の中で生じている。3) 悪魔は実際魔女に力を貸そうとするが、害悪魔術的な行為は空想の産物である。これに対する著者の論拠は次のようなものであった。

1) トマス・アクイナスの『命題集』の中の言葉¹⁵を引用し、その正統性を証明している。「聖書の多くの箇所から明らかなように、神によって許可された場合、悪魔の力は人間の肉体や想像力に対して力を持つのである。それ故、人間の創造の中以外で害悪魔術が存在しないと主張する者は、人間の頭の中以外で悪魔が存在することも信じていないことになる。その結果、そのような者たちは、人間が自分自身でもたらしている恐怖を悪魔のせいにし、強い思い込みによって悪魔や魔術師が知覚されているに過ぎないと言う。しかし、これは正統信仰ではない。正統信仰の者は、天使が天から落ち、その結果悪魔が存在することを信じる。従って、悪魔は本来天使である彼の性質に由来する洞察力から、人間にはできない多くの事を、つまり害悪魔術を行うことができる。そして、悪魔がそのような事を行うために誘惑した人間が魔術師である。」これに加えて著者は、不信心というのは洗礼された者の下では、異端者であるので、魔女は異端の罪で弾劾されるべきであると主張する。

2)、3) グラティアヌス教令集の2つの箇所¹⁶に由来している。教令集では、夜間ディアナやヘロディアスと共に出かける女性に関して述べられており、このような行為は空想や幻覚の中で起こっているとされている。また、あらゆる物の創造主である神以外で、生き物を良くも悪しくも、あるいは他の姿に変化させることができると信じている者は不信心であり異教徒よりも悪であるともされている。それ故、裁判反対派は、魔術をかけられたあらゆる効果は

現実ではなく短に空想の産物であると主張しているのである。しかし、クラマーはこれを異端の傾向のある考えであり、教会法の正確な理解に反しているとして、聖書やトマス・アクイナス¹⁷そして世俗法などを引き合いに出してこの誤りを証明しようとしている。「男であれ女であれ、信託や予言の精神のある者は死ぬべきである。彼らは投石によって殺されるべきである¹⁸」「魔術師や占い師に近づき、彼らと見躯体関係を持つ魂に対して、私は私の眼で裁き彼らを私の民に中から根絶する¹⁹」の述べられている。世俗法では、「誰も予言することは許されてはいない。さもなければ首切り刀が死刑を執行する。」「魔法でもって火の打ちどころのない者を狙う者がいる、また女性の心を肉体的な欲求に向ける者もある。このような者は野生の動物の前に投げられるべきである。」と述べられている。また、トマス・アクイナスは、結ばれたそして結ばれる結婚を失敗させるには、夫婦間の肉体関係の際に害悪魔術を行うこと以外の方法はない、つまり害悪魔術が結婚を媒介とした肉体的な結び付きの前に行われ、それが継続したのなら、結ばれた結婚は妨げられ、解消される²⁰と述べている。

クラマーは以上のことから、もし害悪魔術が地上に存在せず、実際に効果や損害がなかったとしたら、このように述べられることも定められることもなかったはずであり、聖書などで規定が定められているのは地上に害悪魔術が存在している証拠であると主張する。

2-2 悪魔との契約

次に著者が論じたことは悪魔との契約であった。神に背いた悪魔と契約したということが立証できれば、魔女は最悪の異端となり、それだけで異端審問にかけることができるからである。それでは、まず著者が悪魔とはどのような者であると考えていたのかを見ておこう²¹。著者は、他の神学者と同様に悪魔の性質は不純であるとしている。その理由をディオニシウスの言葉²²を借りて説明している。悪魔は、自惚れや妬みそして怒りといった精神的な罪、また底なしの凶暴さや際限のない欲求や空想を備えている。また、元は天使であった悪魔は、理論的に考えることはできるが、直観によってしか行動しない。しかしながら馬鹿馬鹿しい事においては抜け目がなく、害を与えることに貪欲であ

り、常に欺瞞を考え、眠っている者を夢によって休ませず、人を病気にし、嵐をおこし、光の天使の姿に自らを変え、常に地獄を携えている。さらに悪魔は、善良な者を支配するために常に彼らを悩まし、人間の終わりを待ち構えている。そして天からの墮落以降、教会の統一を分離させ、隣人愛を侮辱し、聖人の活動にその妬み故に害を与えようとし、あらゆる方法で人間を滅ぼそうとしている。悪魔の力は腰やヘソにある。何故なら、人間は性的快楽によって支配される事が多いからである。以上が著者の考えていた悪魔像である。そしてこのような悪魔と魔女が契約を交わし、共に害悪魔術を作用した時魔女=異端となるのである。

著者は、問2を「害悪魔術を行う場合、常に悪魔と魔女は結託するのか、もしくは悪魔だけであるいは魔女だけで害悪魔術を成し遂げることができるのか。」と題し²³、これについて神学的論証を行っている。著者は具体的には次の2つの問いを投げかけている。

まず一つ目の問いは、悪魔に関してである。ヨブ記には、「火が天から落ち、落雷が家畜の群れと奴隷の命を奪い去った。そして家を破壊した突風が子供を死なせた時、悪魔だけが魔術師の助けなしで神の許可でもって害を及ぼした。」とある²⁴。それ故、害悪魔術は魔女が存在しなくても悪魔のみで成し遂げる事ができるのではないだろうか。二つ目は、魔女に関してである。一つ目の問いで悪魔が魔女の協力なしで害悪魔術を成し遂げられるのなら、魔女も悪魔の協力なしで害悪魔術を成し遂げられるのではないか。例えば、アルベルトゥス・マグヌスは、「魔女が、腐らせたセージの葉を泉の中に投げ込むと不思議な嵐が引き起こされる。」と述べている²⁵。さらに、アリストテレスは悪意は自発的であると述べている²⁶。つまり、間違っていると思っているならば故意に間違いは行わず、ふしだらだと思っているならば、猥褻行為は行わない。しかし、もし魔女が悪魔の助けでもって何かを行うのなら、魔女は悪魔によって道具のように扱われる。そして道具は操作している支配者の意志に左右されるのであって自らの意志で動く事はできない。従って、道具には責任がないので、道具の行為は罰せられるべきではないのではないかと。

クラマーによれば、悪魔に関するこの問いには、悪魔は地上において魔術師

や魔女の存在なしでは害悪魔術を作用しえないと答えることができる。何故なら、様々な行為は接触によって生じるが、悪魔は精神的な存在であるので肉体を持っておらず、故に接触によって行動を生じさせることができないからである。従って、悪魔は害を与えるための道具としてマ授与が必要なのである。ヨブは、悪魔によって苦しめられたが、それは害悪魔術によってではなく、悪魔による有害な行為によってである。ヨブの時代に存在したのは、神の許可でもって悪魔によって行われる有害な作用だけである。これは、ヨブの時代にはまだ世界の創造の鮮やかな記憶が存在していたからであり²⁷、グレゴリウス大教皇が「聖人の知識が時と共に根付いた様に、悪魔の技も根付いた。そして、既に地上が主の叡智で満たされている様に今や世界はその終焉に近づいている。その際、人間の悪意は増大し、愛情は凍り、魔術師の不法は多く存在する²⁸。」と述べていることから明らかである。時と共に悪魔は魔女と一緒にになり、地上に害悪魔術を持ち込んだ。その結果、今日地上において害悪魔術が存在するのである。それ故、それがたとえ有害な結果にならなかったとしても、害悪魔術を行うためには常に悪魔と魔女は一緒になければならない。クラマーによれば、魔女に関しては次のように答えることができる。確かに有害な作用は、天体の影響や自然の力によって生じさせることができるが、害悪魔術は無理である。何故なら、何かに害を与えるには人間の魂の力では不可能だからである。それ故、魔女が害悪魔術を行う際には悪魔の助けが必要となる。そして、悪魔の助けを得るためには「悪魔との契約」が必要であり、魔女は自発的に悪魔に従うという契約を結ぶのである。また、魔女は悪魔との契約締結後、道具として扱われるのではなく、自由に活動することができる。そひてこの自由な活動において、魔女は神に背く故意を強化するために行動するのである。

以上のことからクラマーは、害悪魔術を行う際悪魔と魔女は常に結託しなければならないという結論を導き出した。また魔女は、その自由意思で悪魔との契約を結んでいるので、罰せられなければならないとした。人間と悪魔との災いに満ちた有害な交わりの結果、魔女という異端は生じ、増加し、また、悪魔との契約という点で他の異端とは区別されるとも述べている。クラマーによれば、他の異端は信じることの困難さから誤った教義に与しているに過ぎない

が、魔女は悪魔との契約、それも神やその被造物への冒瀆や中傷を目的とて自発的に結んだ契約に狂ったようになっているのである。ここで、魔女は異端の中でも最悪の異端となったのである²⁹。

2 - 3 神の許可

クラマーは次に神の許可に関して論じている。裁判反対派は、たとえ害悪魔術が存在していたとしても、絶対的に善なる神がそのような事を望むはずがないと考えていた。神の許可がなければ地上に何も起こらないという事に関しては裁判反対派もクラマーも意見を同じにしていた。そこで、クラマーは、神の許可に関して4つの問いを立て、それに答えることによって害悪魔術に神の許可が存在していることを証明しようとした。

1) 問12を「悪魔と魔女に与えられる神の許可について。害悪魔術に神の許可が与えられるという主張は正統信仰に適っているか否か。」と題し³⁰、神の許可は害悪魔術が行われる際必要か否かを問うている。裁判反対派は「神は全能であるので、世界の創造の際彼の摂理の中から悪や欠陥を排除したに違いない。それ故、あらゆる悪や欠陥は神の摂理の下にはない。従って、害悪魔術は神の許可の下にはない。」と主張していた。クラマーはこの考えを誤りとし、次のように神の許可に関して論証を行った。彼は、神は悪が起こることを望んではないが、世界の完璧さ故にそれを許可していると考えており、これに関して3人の権威ある人物の言葉を挙げて自らの主張の正しさを裏付けている。まず、ディオニシウスは「あらゆる者に利益を与える悪があるだろう。それは世界の完璧さ故である。」と述べており³¹、アウグスティヌスは「世界のすばらしい美しさは、善と悪のあらゆることで構成されている。悪が定められており、ある特定の場所に置かれているので、善と比べることによって善は喜ばしく称賛に値するものだと分かるのである。」と述べている³²。また、トマス・アクイナスは「神は悪がおこることも起こらないことも望んではない。単に悪が起こることを許可しているのである。これは世界の完璧さ故である。」と述べている³³。この3人の権威は、悪が神に許可されていることを肯定している。従って、クラマーは神が悪を許可していることは正統信仰に適っているとした。

2) 問13を「2つの神の許可について。神は全ての悪の根源である悪魔に罪を犯す許可し、また同様にアダムとイヴの罪も許した。従って、当然ながら害悪魔術も許可されるだろう。」と題し³⁴、本来罪深い生き物によって害悪魔術や恐ろしい行為が行われることを神が許可するか否かを問うている。クラマーは、この問いには、2つの問いに答える形でその正当性を証明している。①天使や人間のような作り出された性質は、罪を犯さない能力を持つことはないのか否か。②神は人間に罪を犯すこと、また誘惑されることを許可する必要があるのか否か。

まず、神の罪を犯さないという能力を他の生物と共有することは不可能である。もしこれが可能であったならば、神はキリストにおける2つの性質、つまり神と同時に人間であるという性質や、マリアにおける母性と処女性を分けたであろう。また、この神の性質が田野生物と共有できるということは、どの書物にも見出すことはできない。従って、罪を犯さないという性質は神のみに属するものであり、人間や天使に属するものではない。

クラマーは、神が人間に罪を犯すことを許可した理由として次の7つを挙げている。①神の力は唯一普遍であること。アウグスティヌスは「あなたは命令した。その結果、罪で構成されている悪は、罰で構成されている美しさなしでは決して起こらない。」と述べている³⁵。従って、罰は、悪人の罰や万物の美しさのために人間に害を与える力によって生じる。②善は悪に由来する神の叡智であるということ。神の力は、善良さと正義、そして悪の許可によって明らかである。このため、神が悪を妨げることができるのかと聞かれるなら、神はそれを行うことは可能であると答えられる。しかし、それを行う義務はない。神は悪が起こることや起こらないことを望んではない。神は短に世界の完璧さ故に悪が起こることを許可している。③神の慈悲に関してであり、これはアウグスティヌスによって明らかである。彼は、人間は相似にいくつかのことを理解することはできないが、神は可能であると述べている。従って、神は人間や魔法の行為を全て把握している。④利益の善のみではなく、罰の悪を与える神の正義である。理性のある生物(人間)は、自由意思によって自身の行いを抑制することができる。その結果、罪や利益は人に帰されるべきである。従っ

て、罪や報いが与えられるべきである。⑤人間は他の生物より悪ではないこと。人間の摂理は太陽が昇るといって絶対的な現象までは包括していない。それは、自然の出来事の結果生じていたとしても、それは神の摂理の下にある。⑥人間の称賛。クラマーはこれに関しては説明をしていない。⑦宇宙の美しさ。あらゆる罰は、かみによって罪故に与えられているにもかかわらず、害悪魔術は重大な罪を犯した者に常に与えられているわけではない。しかし神によって罪故に罰が与えられるというのは、ヒエロニムスの「我々が苦しむあらゆる事は、我々の罪故に受けるに値する。」という言葉からも明らかである。

3) 問 14 を「魔女の罪は墮天使やアダムとイヴの罪よりも重大である、魔女の罪故に多くの人が苦しめられている。それは、あたかもアダムとイヴの罪故に無実の人が苦しめられているのと同様である。」と題し³⁶、魔女の罪は神が許可した他のあらゆる罪よりも重いのか否かを問うている。まず、アダムは神の恩寵を受けていたにもかかわらず、罪を犯した。これは、神の恩寵を受けていない魔女が罪を犯すよりも悪であると考えられる。また、アダムが犯した罪(原罪)によって、彼の子孫に与えられるはずであった無罪と不死が失われた。魔女が罪を犯してもこのような罰は与えられない。故に、アダムの罪は魔女のそれを上回っているとかがえられる。しかし、悪の構成要素は悪である。魔女の罪というのはこの種のものであり、教皇教書から結論付けられるように、魔女は神の許可でもってあらゆる悪を引き起こす。つまり、アダムは悪の行為を犯すことによってのみ罪を犯したのであり、彼の本来の性質は悪ではない。しかしながら、魔女は悪を行うことによってのみだけでなく、その本来の性質が悪であることから罪を犯しているのである。この2重の罪はアダムを上回っているのである。同様に、悪の意思に由来する罪は、無知によって引き起こされる罪よりも重い。魔女は悪の意思によって信仰や秘蹟を否定しているので、今日の魔女によって行われている悪は神が今日までおこることを許した悪を上回っているのである。また、魔女の不信仰は、福音書を受け入れない不信仰な者、つまり異教徒よりも罪なのである。レイモンド³⁷やホステンティウス³⁸は「背教は、信仰や従順そして誓いからの思慮のない逸脱である。そして信仰からの逸脱は異教の罪を上回っている。」と述べている。それ故、

魔女の罪は他の罪よりも重いのである。また、理性や魂の救済といった新興の否定する悪魔との明白な契約によって害悪魔術を行うことも罪である。信仰を否定する女性に会ったが、彼女たちはこの契約故に信仰の真理や神聖な告白を捨てなければならなかった。そこで、もし魔女が心の中では信仰を維持しているが、形式的な行動によって悪魔に尊敬や従順を示すことはないのだろうかと言われるなら、次のように答えることができる。魔女が口頭で信仰を捨てると言い、しかし心の中では信仰を保ち続けていたとしても、魔女は死と地獄との契約故に、信仰から逸脱していると判断される。これは、トマス・アクイナスが「悪魔との言葉によるまた行動による契約故に、信仰から逸脱している。一人の人間は二人の主には仕えることはできない³⁹⁾」と述べていることから、またアルベルトゥス・マグヌスが「このような人々には、常に言葉や行動による信仰の逸脱がある。もし呪文を唱えたなら、明らかな契約が悪魔と結ばれたことである。この場合は明確に言葉による信仰からの逸脱である。一方、もし単に行動によって行われたのなら、それは行動による信仰からの逸脱である。このような人々は、神に望むことを悪魔に望むことによって、常に信仰を侮辱している。そしてこれは、あきらかな信仰からの逸脱であると判断される⁴⁰⁾」と述べていることから明らかである。そして、魔女における恥ずべき犯罪の罪は他の異端の罪を上回っている。アウグスティヌスは「不信仰者の生活は全て罪である。」と述べている。これはローマの信徒への手紙の「疑いながら食べる人は、確信に基づいて行動していないので、罪に定められます。確信に基づいていないことは全て罪なのです。」という言葉⁴¹⁾から明らかである。また、魔女は断食やしばしば教会に行くことやパンとブドウ酒の拝領にあずかる。これは善の行為に分類されるが、魔女は不信仰故、これらの事を行っても神の赦免を得ることはない。それどころか、これは最も重い罪の一つである。従って、魔女が善の行為に分類されることを行ったとしても、不信仰故、魔女の罪は死を免れないのである。

4) 民衆に説教すべきであるかどうかという問いに関しての明確な答えは述べていないが、この作品の執筆の動機からその答えは明らかである。

以上のようにクラマーは、まず地上に害悪魔術が存在していること、次に悪

魔との契約＝異端であること、そして神の許可が害悪魔術に与えられていることを証明し、更に神の許可が与えられていても魔女の行為は悪であるので罰せられるべきであることを様々な引用を用いて神学的に論証した。この論証により、魔女は神の許可を得、悪魔と契約を結び、害悪魔術によって害を与える者」という魔女の定義を確立した。

おわりに

本来魔女は、宗教的に異端ではなかったが、12世紀の異端運動の終焉と時を同じくして、魔女は異端であるという見解が異端審問官の間に現れ始め、魔女の姿が異端審問の法廷に見られるようになった⁴²。しかし、この時点では魔女を異端として裁くための神学的根拠は確立されておらず、少なくとも15世紀半ばまでの段階では、必ずしも魔女裁判が成功したわけではなかった。その確立のために書かれたのが『魔女への鉄槌』であった。『鉄槌』から読み取れるように、異端審問官であった彼らの魔女裁判は、その地の聖職者や諸侯たち、あるいは民衆から魔女などは存在していないなどとして魔女裁判に反対され、ドイツ内で彼らが行った多くの裁判は失敗に終わっていた。彼らのこの経験は魔女裁判成功のためには何が必要なのかを彼らにはっきりと認識させ、結果として異端審問官を務めたクラマーとシュプレンガーが『鉄槌』を執筆するに至ったのである。

多くの研究者が認めるように、『鉄槌』は魔女裁判にとって有効な手引書であった。有効な手引書であるには裁判方法はもちろんのことであるが、当時においては、裁判に懐疑的な態度を示す者が多かったが故に、魔女が異端であるという神学的根拠が必要不可欠であった。そこで『鉄槌』は、スコラ学の論証方法を用いてその第一部で魔女を「神の許可を得、悪魔と結んだ契約によって害悪魔術を行う者」と定義付けた。ハンゼンも指摘している通り⁴³、個々の言辭自体に新しい概念はない。しかし、魔女の定義を論証し、確立することがなければ、上記のような理由から、魔女裁判は成功しえなかった。従って、第一部における論証は裁判を成功させるためには必要不可欠であった。また、魔女を定義する上で、多くの権威（『鉄槌』第一部においては主にトマス・アクイ

ナスである) を用いて論証するスコラ学的手法を用いたことによって、この魔女の定義が神学的に正当であると社会に認めさせることができたと考えられる。

そしてまた、この第一部の論証から裁判反対派は、教会法、とりわけグラティアヌス教令集を拠り所に魔女が実在すること及び悪が生じることに神の許可が存在することを否定していたということが分かる。従来、『鉄槌』が確立した「神の許可を得、悪魔と結んだ契約によって害悪魔術を行う者」という魔女の定義の中で最も重要なのは「悪魔との契約」であると言われてきた。これは、後世の魔女裁判において、「悪魔との契約」= 異端、故に魔女は異端であり、従って魔女裁判は行われなければならないという非常にわかり易い部分のみが魔女裁判において使用されたからであろう。しかし、『鉄槌』執筆当時においては多くの者が、「悪魔との契約」以前に、地上に害悪魔術が存在することに疑問を持っていた。それ故、『鉄槌』の著者は、まず地上に害悪魔術が存在するというを論証しなければならなかった。そして、クラマーは第一部の間 1 をこれに当て、聖書やトマス・アクイナスを引き合いに出し、害悪魔術は地上に存在すると結論付けた。さらに、裁判反対派は、神は悪が起こることに許可を与えるはずがないとしていたので、神の許可に関する論証もクラマーにとって重要な点であった。第一部の間 12 から 18 までで神の許可についての論証を行い、神は、悪を望むことも望まないこともしないが、宇宙の完璧さ故に悪を許可していると主張した。この二点を神学的に正当であると論証できた結果として、「悪魔との契約」という定義を魔女の定義とすることができたと考えられる。従って、「神の許可を得、悪魔と結んだ契約によって害悪魔術を行う者」という『鉄槌』における魔女の定義でクラマーが実際に重要だとみなしていたことは、神の許可であり、また、その定義の前提となる地上に害悪魔術が存在するということであったと考えられる。

しかし、『鉄槌』執筆後、大規模な魔女迫害ないし魔女裁判が各地で起きているわけではないので、反対派がこの概念を即座に受け入れたわけではないと考えられる。だが、1491 年にニュルンベルク市参事会の要請でクラマーが『鉄槌』の要約版 *Der Nürnberger Hexenhammer* をドイツ語で書いているように、

クラマーそしてシュプレンガーが確立したこの定義はゆっくりとヨーロッパ中に根付いていくこととなる。そして、『鉄槌』が本格的に流布するのは執筆から約100年を経た16世紀半ばになってからである。

本論では、『鉄槌』第一部のみを扱って検証した。今後、第二部を考察することによって、著者の考えていた魔女、反対派の考えていた魔女そして民衆の考えていた魔女の実態が明らかになる。著者は魔女のどのような行為が異端であると考え第一部で魔女を定義するに至ったのかのかが明確になるだろう。これらについては別論にゆずりたい。

NOTES

- 1 ロッセル・ホープ・ロビンズ (松田和也訳) 『悪魔学大全』(青土社、1997年)、569頁。
- 2 Joseph Hansen, *Quellen und Untersuchungen zur Geschichte des Hexenwahn und Hexenverfolgung im Mittelalter*, Bonn, 1901, S.360.
- 3 Brian P. Levack, *The Witch-Hunt in modern Europe*, London, Longman, 1987、鈴木晃仁「魔女狩りと近代ヨーロッパ」『化学史研究』、vol.20, 1993, pp.37-53.
- 4 Wolfgang Behringer, *Heinrich Kramer(Insutitoris). Der Hexenhammer. Malleus Maleficarum.* (München, 2000).
- 5 Christopher S. Mackay, *The Hammer of Witches: A complete Translation of the Malleus Maleficarum.* (Cambridge, 2009)
- 6 Wolfgang Behringer, *op.cit.*, S35.
- 7 クラマーを著者と断定したのはハンゼンであり、今日までこの見解が踏襲されてきた。これに対し Christopher Mackay は『鉄槌』は共著であり、より学問的な能力に長けていたシュプレンガーが第一部を、より異端審問の実績が多いクラマーが第二部、第三部を執筆したという見解を示している。Christipher S. Mackay, *op.cit.* , p.6.
- 8 Hansen, *op.cit.* , S361-362.
- 9 ヨハン・ニーダー (1380 - 1448)。ドミニコ会修道士であり、ウィーン大学神学部教授、ニュルンベルク修道院長などを歴任した。
- 10 ニコラス・エイメリコ (1320 - 1399)。ドミニコ会修道士であり、1356年にアラゴンの異端審問官に任命されて以来、異端特に知識人の魔術師を厳しく断罪した。
- 11 Bheringer, *op. cit.*, S58-63.
- 12 復讐を断念するという誓約。
- 13 ロッセル・ホープ・ロビンズ、前掲書。

- 14 Behringer, *op.cit.*, S139-158. C.S.Mackay, *op.cit.*, pp.91-105.
- 15 Thomas von Aquin, *Sentenzenkommentar 3,34,1,3 Responsio*.
- 16 Gratianus Decretum, 2,26,5,12.
- 17 Thomas von Aquin, *Summa Contragentiles 3,101 und 102*. Thomas von Aquin, *Sentenzenkommentar 4,34,1,3*. Thomas von Aquin, *Suuma theologiae 1,114,4,2,2,92-94*.
- 18 『レビ記』 20 : 6。
- 19 『レビ記』 20 : 27。
- 20 Thomas von Aquin, *Sentenzenkommentar 4,34,1,3*.
- 21 クラマーが考えていた悪魔の概念は問い3に述べられている。Behringer, *op.cit.* , S.182. C.S.Mackay, *op.cit.* , p.125.
- 22 Dionysius Aeropagita, *De divinis nominibus*, 4,23.
- 23 Behringer, *op.cit.* , S.158-177. C.S.Mackay, *op.cit.* , pp.105-121.
- 24 『ヨブ記』 1 : 12 - 19。
- 25 Albertus Magnus, *De proprie tatibus rerum*.
- 26 Aristoteles, *Nikomachische Ethik* 3,1.
- 27 Thomas von Aquin, *Suuma theologiae* 2,94,4,2.
- 28 Gregor der Grosse, *Moralia* 34,1.
- 29 Augustinus, *De doctrina Christiana* 2,23. Gratianus Decretum, 2,33,1,4.
- 30 Behringer, *op.cit.* , S.289-299. C.S.Mackay, *op.cit.* , pp.212-221.
- 31 Dionysius Aeropagita, *De divinis nominibus*,4,19.
- 32 Augustinus, *Enchiridionlo*.
- 33 Thomas von Aquin, *Suuma theologiae* 1,19,9.
- 34 Behringer, *op.cit.* ,S.289-299. C.S.Mackay, *op.cit.* , pp.222-227.
- 35 Augustinus, *Soliloquia*.
- 36 Behringer, *op.cit.* ,S.306-316. C.S.Mackay, *op.cit.* , pp.227-236.
- 37 Raunund de penafort, *Summa* 1,5,2.
- 38 Heinricus de Sergio, *Summa Aurea* 5,9,2.
- 39 Thomas von Aquin, *Sentenzenkommentar 2,7,3,2,Responsio*.
- 40 Albertus Magnus, *Sentenzenkommentar 2,7,12,Solutio*.
- 41 『ローマ信徒への手紙』 14 : 23。
- 42 上山安敏『魔女とキリスト教－ヨーロッパ学再考－』（講談社学術文庫、1998年）。
- 43 Hansen, *op.cit.* , S.60.

参考文献

【欧文献】

- Behringer,Wolfgang(Hg.),*Der Hexenhammer(Malleus Maleficarum)*, München 2006.
- Behringer,Wolfgang,*Hexen,Glaube,Verfolgung,Vermarktung*, München 2005.
- Behringer,Wolfgang,*Hexen und Hexenprozesse in Deutschland*,1993.
- Behringer,Wolfgang,Vom Unkraut unter dem Weisen. Die Stellung der Kirchen zumHexenproblem,in:hrsg.v.Richard van Dülmen, *Hexenwelten, Magie und Imagination*. Frankfurt am Main 1987.
- Blauert, *Frühe Hexenverfolgung.Ketazer-,Zauberei-,und Hexenprozesse des 15 Jahrhunderts*, Hamburg 1989.
- Bourke,J,Vernon, *Saint Thomas Aquinas SUMMA CONTRA GENTILES BOOK3:PROVIDENCE PART III*, LONDON, 1975.
- Dülmen,Richard (Hg), *hexenwelten. Magie und Imagination vom 16.-20. Jahrhundert*, Frankfurt 1987.
- Jerouschek,Günter, Einführung: 500 Jahre Hexenhammer. Das Buch, die Frau der Prozesse. Der Malleus Mlaeficarum und seine Bedeutung als literarische Grundlage der Hexenverfolgung zu Beginn der Neuzeit, in; Ders.(hg): *Malleus Maleficarum 1487. Von Heinrich Kramer(Institoris). Nachdruck des Erstdrucks von 1487 mit Bulle und Approbatio*,Hildesheim u.a. 1992, S. v-xxiv.
- Hansen,Joseph : *Quellen und Untersuchung zur Geschichite des Hexenwahns und Hexenverfolgung im Mittelalter*, Bonn 1901.
- Hansen,Joseph,*Der Malleus Maleficarum und seine Bedeutung und die gefälschte kölnner Approbatio von Jahre 1487*, in;*Westdeutsche Zeitschrift für Geschichite und Kunst* 26 , 1907, S.372-404.
- Hansen,Joseph,*Zauberwahn, Inquisition, und Hexenprozess im mittelalter. Und die Entstehung der grossen Hexenverfolgung*, 1900.
- Müller,K.O., *Heinrich Institoris, der Verfasser des Hexenhammer, und seine Tätigkeit als hexeninquisitor in Ravensburg im Herbst 1484*, Württembergische Vierteljahrshefte für Landesgeschichte, N.F., Bd19, 1910.
- Paulus,Nikolaus, Ist die Kölner Approbation des Hexenhammers Eine Fälschung? in:*Historisches Jahrbuch* 28, 1907, S.372-376.
- Roper,Lyndal, *Witch Craze*, New Heaven and London: Yale University press 2004.
- Rummel,Walter/Voltmer,Rita,*HexenundHexenverfolgung in der Frühen Neuzeit*, WBG. 2008.
- Schnyder,Andre/ Worstbrock,F.J.,“Institoris Heinrich“, in; *Deutsche Literatur des Mittelalters*

verfasserlexikon, hrsg, von K.Ruh, Bd.4,1983.

Schyder,Andre,*Malleus Maleficarum von Heinrich Institoris(alias Kramer) unter Mithilfe Jakob Sprengers aufgrund der dämonogischen tradition zusammengestellt: Widergabe des Erstdrucks von 1487*, Göppingen 1991.

Segel,Peter, Heinrich Institoris. Persönlichkeit und literarisches Werk, in:P.Segel(Hrsg), *Der Hexenhammer. Entstehung und Umfeld des Malleus Maleficarum von 1487*, Köln 1988, S.103-126.

Segel,Peter (Hrsg),*Die Anfänge der Inquisition im Mittelalter*, Köln,u.a., 1993.

Tschacher,Werner, *Der Formicarius des Johannes Nider von 1437/38. Studien zu den Anfängen der europäischen Hexenverfolgungen im Mittelalter*, Diss.phil., Aachen 1998.

Wilson,Eric, Institoris at Innsbruck:Institoris the Summis Desiderantes, and the Brixen Witch-Trial of 1485,in R.W.Scribner and T.Johnson(eds.), *Popular Religion in Germany and Central Europe,1400-1800*, N.Y., St.Martin's Press 1996, pp.87-100.

Wilson,Eric, *The Text and Context of the Malleus Maleficarum(1487)*, Diss.phil., Cambridge1990.

【邦文文献】

上山安敏『魔女とキリスト教—ヨーロッパ学再考—』、人文書院、1993年

上山安敏／牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』、人文書院、1997年

クラウス・リーゼン・フーバー『中世思想史』、平凡社、2003年

コーン・ノーマン、『魔女狩りの社会史—ヨーロッパの内なる悪魔』、岩波書店、1970年

清水尊大「最初の魔女狩り全書『魔女に下す鉄槌 *Malleus Maleficarum*』の研究(1)」、北海道教育大学『北海道教育大学紀要(人文社会・社会科学編)』、第49巻、第1号、1998年

清水尊大「最初の魔女狩り全書『魔女に下す鉄槌 *Malleus Maleficarum*』の研究(2)」、北海道教育大学『北海道教育大学紀要(人文社会・社会科学編)』、第49巻、第2号、1999年

アクィナス、トマス(稲垣良典訳)『神学大全 第15冊 II-21-16』、創文社、1982年
シュメルツァー、ヒルデ(進藤美智訳)『魔女現象』、白水社、1993年

鈴木晃仁「魔女狩りと近代ヨーロッパ」『科学史研究』、20巻1号、1999年

田中雅志『魔女の誕生と衰退—原点資料で読む西洋悪魔学の歴史—』、三交社、2008年

デッカー、ライナ(佐藤正樹・佐々木れい訳)『教皇と魔女—宗教裁判の機密文書より—』、法政大学出版局、2007年

バッシュビッツ、クルト(川端豊彦・坂井洲二訳)『魔女と魔女裁判—集団妄想の歴

史 —』、法政大学出版会、1970年

平野隆文『魔女の法廷 — ルネサンスデモロジーへの誘い —』、岩波書店、2004年

森島恒雄『魔女狩り』、岩波書店、1972年

ロッセル、ロビンズ・ホープ（松田和也訳）『悪魔学大全』、青土社、1997年

渡邊昌美『異端審問』、講談社現代新書、1996年度会好一『魔女幻想』、中公新書、1999年